

トランスコーチ
オンライン自習コース
利用規約

本利用規約（以下「本規約」といいます。）には、アナログアレンマ株式会社（以下、当社という）及び、WISH TRUE株式会社（以下、共同事業者という）が提供するセミナーの受講に関する条件並びに当社及び共同事業者と受講者の皆様との間の権利義務関係が定められています。

セミナーの受講に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

- 1 本規約は、セミナーの受講条件及びセミナーの受講に関する当社及び共同事業者と受講者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、受講者と当社及び共同事業者との間のセミナーの受講に関わる一切の關係に適用されません。
- 2 本規約の内容と、本規約外におけるセミナーの説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

- 1 「当社」とは、アナログアレンマ株式会社を意味します。
- 2 「共同事業者」とは、WISH TRUE株式会社を意味します。
- 3 「申込者」とは、当社及び共同事業者の提供するセミナーの受講を希望し、その受講を申し込む者を意味します。
- 4 「受講生」とは、当社及び共同事業者の提供するセミナーの受講を申し込み、当社及び共同事業者の承諾を得た者を意味します。
- 5 「本セミナー」とは、当社及び共同事業者の提供するセミナーのうち、申込者が申し込み若しくは受講生が受講する特定のセミナーを意味します。
- 6 「ご案内ページ」とは、本セミナーの内容、料金等が記載されたページを意味します。
- 7 「申込ページ」とは、申込者が本セミナーへの申し込みをするための手続きを行うページを意味します。

第3条（契約の成立）

申込者が、申込ページから、本セミナーの受講を申し込み、当社が、申込者の申し込みを承諾した時をもって、当社と申込者との間に本セミナー受講に関する契約が成立するものとします。

第4条（代金の支払い）

- 1 受講生は、申込ページ記載の受講料を、同記載の方法により支払うものとします。なお、銀行振込時の振込手数料は、受講生の負担とします。

2 前項に定める代金の支払い後、契約成立の証として当社より発行する「受講契約書」への電子署名をもって、当社より役務の提供を開始するものとします。申込者が受講契約書の署名を完了しない場合、当社は原則として、署名がなされるまでセミナー参加や特典の提供等の役務提供を保留させていただくものとします。

第5条（視聴期間）

本サービスの各動画視聴ならびにコンテンツのダウンロード（可能なものに限る）が可能な保証期間は講座終了時より1年間といたします。ユーザーは、期間経過後は予告なしに視聴サイトを閉鎖する可能性があることにあらかじめ同意いただくものとします。

第6条（禁止行為）

- 1 受講生は、次の各号に掲げる行為（以下、「禁止行為」といいます。）を行ってはならないものとします。
 - 一 講義の進行を妨げる行為
 - 二 講座内で提供する動画・資料の無断転載
 - 三 講義の内容を撮影（録音を含む。）する行為
 - 四 ネットワークビジネス、宗教などに他の受講者を勧誘する行為
 - 五 他の受講生のセミナー受講を妨げるような迷惑行為
 - 六 その他、前各号に準じる行為
- 2 当社及び共同事業者は、受講生が次の各号に該当する場合、申込者による各講義の受講を拒否し、又は各講義からの退席を求めることができます。
 - 一 前条の受講料全額を支払っていない場合
 - 二 禁止行為をした場合、又は禁止行為をする恐れがあると当社が判断した場合

第7条（契約解除）

- 1 当社及び共同事業者は、受講生が本契約に違反した場合、本契約を解除することができるものとします。
- 2 当社及び共同事業者が、前項に基づく解除をした場合、本セミナーの提供の度合いにかかわらず、受講生は、当社及び共同事業者に対して、既に支払っていた受講料の返金を一切求めることができないものとします。
- 3 当社及び共同事業者が、第1項に基づく解除をした場合において、受講生が既に支払っていた受講料が、本セミナーの受講料全額に満たない場合には、受講生は、残金についての期限の利益を失い、当該残金について一括で支払うものとします。

第7条の2（中途解約）

- 1 受講生は、当社及び共同事業者に対し、本契約の締結時以降、本契約の解約を申し入れることができるものとします。
- 2 受講生は、配信後の動画コンテンツについての返金は不可とします。
- 3 返金対象のサービス内容について、本契約の締結後～1ヶ月当たりの利用料金を算出し、利用日数に応じて消化金額を差し引いた残額を返金することとします。
- 4 解約手続き書類を申請の上、必要事項を記載して、書面の送付にて本契約の解除といたします。必要書類の提出日を解約日として利用金額を算出することとします。

第8条（返金）

- 1 受講生は、前条2の場合を除き、本サービスの全部又は一部の提供を受けなかったとしても、当社及び共同事業者に対し、受講料全額を支払わなければならないものとします。
- 2 受講生は、本契約の解除（前条の場合を除く）があった場合、当社及び共同事業者の責めに帰すべき事情による解除があった場合を除き、支払済みの受講料について、返金を求めることができないものとします。
- 3 前項の場合において、当社及び共同事業者は、受講料について受講生の未払いがある場合、当該未払いの受講料について、一括で請求することができるものとします。

第9条（免責事項）

- 1 当社及び共同事業者は、受講生間に生じた個人的なトラブル等の本セミナーの提供と直接関連しない事情によって生じた損害については、一切責任を負わないものとします。
- 2 受講生は、本セミナー受講に際し、所持している貴重品等の管理は自己の責任において行うものとし、当該貴重品の紛失及び盗難等によって生じた損害についても、当社及び共同事業者は、一切責任を負わないものとします。

第10条（容認事項）

- 1 受講生は、次の各号に掲げる事項（以下「容認事項」といいます。）を容認するものとし、容認事項に関しては一切の異議を述べることができないものとします。
 - 一 事務処理上の都合等により、当社及び共同事業者から受講生に対して連絡をする場合があること
 - 二 やむを得ない事情がある場合、予め通知することにより、講義の日程及び講師等を変更することができること
 - 三 当社及び共同事業者は、本セミナーの内容を撮影する場合があります、撮影された画像又は映像については、各種広告、教材その他の目的のために利用する場合があること

- 2 容認事項に関して受講生に損害・損失が生じた場合であっても、当社及び共同事業者は、受講生に対し、損害の賠償その他の一切の責任を負わないものとし、ます。

第11条（確認事項）

受講生は、本セミナーの内容に関し、次の各号に掲げる事項（以下「確認事項」といいます。）を確認するものとし、受講生は、本セミナーの申し込みをする時点において、確認事項を認識していたとみなされるものとし、ます。

- 一 本セミナーは、養成講座の企画・開催に関するノウハウを提供しますが、それによる利益の獲得を約束するものではないこと。
- 二 本セミナーの内容は、受講生全体のレベルに合わせて当社及び共同事業者が決定するものであるため、受講生の期待した内容とは異なる場合があること
- 三 当社及び共同事業者は、セミナーの内容について、完全性、正確性、確実性、有用性等、一定の結果を保証するものではないこと

第12条（個人情報の取り扱い）

- 1 当社及び共同事業者は、受講生から提供された個人情報について本セミナーの提供、製品の発送、決済、新商品に関するお知らせ、新商品の開発、マーケティング活動その他これらに関連する目的のために利用することができるものとし、ます。
- 2 当社及び共同事業者は、法令に基づく場合を除き、受講生の同意を得ない限り、受講生の個人情報を第三者に提供することができません。
- 3 受講生は、当社及び共同事業者に対し、当社及び共同事業者が保有する受講生の個人データの開示を求めることができるものとし、開示された個人データに誤りが存在した場合には、当社及び共同事業者に対し、訂正、利用停止、消去などの措置を求めることができるものとし、ます。

第13条（反社会的勢力の排除）

- 1 受講生は、当社及び共同事業者に対し、次の各号の事項を確約するものとし、ます。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずるもの又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと
 - (2) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずるものをいいます。）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと

- (4) 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 当社及び共同事業者は、受講生が次のいずれかに該当した場合には、受講生に対し何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。
 - (1) 前項(1)又は(2)の確約に反する事実が判明した場合
 - (2) 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項(4)の確約に反した行為をした場合
- 3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受講生は当社及び共同事業者に対して、当社及び共同事業者が被った損害を賠償するものとします。
- 4 第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、受講生は、解除により生じる損害について、当社及び共同事業者に対し一切の請求を行えないものとします。

第14条（本規約の変更）

当社及び共同事業者は、当社及び共同事業者が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を適切な方法により周知します。

第15条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、受講生並びに当社及び共同事業者は、本契約の趣旨に従って誠実に協議を実施し、これを解決することに努めるものとします。

第16条（譲渡禁止）

受講生並びに当社及び共同事業者は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

第17条（管轄裁判所）

- 1 本規約及び本契約の準拠法は日本法とします。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023年8月24日制定